

第17号の2様式（第54条の2関係）

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2022年 7月 29日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府大阪市東成区三丁目8番36号	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） FCM株式会社 代表取締役 川森 晋治

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数
	エアコンディショナー	3台	0台	1台	3台
	冷蔵機器及び冷凍機器	2台	0台	2台	2台
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	5.9	キログラム	4.81	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器		キログラム	0.83	キログラム
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	フロン排出抑制法に基づき、点検を実施する。 点検時期になると担当者に通知が行く体制を取っている。			
	廃 棄 時	第二種業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者へ委託する。			
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	簡易点検を実施済み。			
	廃 棄 時	フロン排出抑制法に従い、工程管理制度に基づいた手順で 冷媒用代替フロンが回収されたことを確認した。			
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	なし				
特記事項	なし				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。